

財 第 7 6 8 号

平成26年8月21日

各 部・課 長

副 市 長 山 崎 健 二

平成27年度予算の要求について（依命通知）

わが国の景気は、緩やかな回復基調が続いていると言われている。

先ごろ発表された内閣府の7月月例経済報告によると、海外の景気の下振れが、わが国の景気を下押しするリスクであるものの消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による影響が次第に薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、景気が緩やかに回復していくことが期待されるとしている。

一方、8月13日に公表された四半期別GDP速報によると平成26年4月～6月期の実質GDP成長率は、年率▲6.8%となり、今後の経済状況を注視しなければならない。

6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太方針）」では、今後の経済財政運営は、デフレからの脱却を確実なものとするため、需要の継続的拡大を図るとともに、新たな雇用・投資・事業展開など、経済の主たる担い手である個人や企業が行うチャ

レンジを促し成長戦略の更なる推進を行うとしている。

地方行財政制度については、経済再生と財政健全化の両立を実現するため、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような取り組みを加速して進めていくことを基本としている。また、公営企業会計の適用の促進のほか公共施設等の更新・統合・長寿命化などを総合的かつ計画的な管理を行うために「公共施設等総合管理計画」の策定を促進し、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化に取り組むことが地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとしている。

一方、本市においては、歳出面では、公共施設の耐震化・長寿命化、清掃工場の建て替え、都市基盤の整備、保育所等の待機児童対策、高齢者福祉等の社会保障経費の増大など課題は山積している。なかでも投資的経費の支出が増えることにより市債残高は増え、そのため市債の元利償還金である公債費は平成29年度から増加する見込みであるが、将来的に大きな財政負担にならないよう対応する必要がある。

歳入面では、景気の回復等による市税の増加や社会保障財源とされる地方消費税交付金の増加は期待できるが、平成26年度においては、合わせて104億円を予算計上するなど市の主要な一般財源となってい

る地方交付税及び臨時財政対策債については、年末に決定される地方財政対策に左右されるため現時点では不透明な状況である。

このような中、持続可能で安定的な財政運営を行うために欠かせない財源調整基金であるが、平成25年度の一般会計決算で、実質収支が38億円の黒字となったことから、そのうち35億円の積み立てを行い、剰余金処分後残高は261億円となった。平成26年度予算においては9月補正までで約75億円の取り崩しを行う予定のため、今後の補正予算次第ではあるが平成26年度末で180億円程度の残高となることを見込んでいる。少し前に遡るが、平成20年度は財源調整基金残高が79億円と本市の予算規模からは少なく、予算編成を行うための資金繰りには大変な苦労があった。当時と比べると財政状況も改善しており、平成27年度予算編成に限っては、資金繰りの問題は今のところ見あたらない。しかしながら、財源調整基金は、前述した諸課題に取り組むための貴重な財源であり、先行きが不透明な地方交付税及び臨時財政対策債の行方にも留意しつつ、安易に取り崩すことにより再び資金繰りに苦労するような予算編成を繰り返さないよう心掛けなければならない。

以上を踏まえ平成27年度予算編成においては、最優先課題である学校耐震化や少子高齢化対策に重点的に取り組むのをはじめ、本市が抱える諸課題を計画的に解決するため、後期基本計画の「めざすまちの姿」で示す6つの取り組みを確実に実施する。また市長公約に基づく施策に

については、平成27年度において着実に推進するよう取り組んでいく。

さらに近年の多様化する行政需要に的確に応えるためには、防災や子育て支援等行政内部の連携により部局の垣根を越えた横断的な視点で施策を推進することも必要である。

一方、計画に沿って着実に事業を実施するためには、中長期的に安定した財政基盤を確立し、規律ある財政運営を行わなければならない。そのためには、今年度から行う行政評価により事務事業の改善、見直しに努めるとともに、職員ひとりひとりが行政改革の視点を持って予算編成に臨んでもらいたい。

以下に、予算編成にあたり基本的事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、効率的・重点的な予算要求を行うこと。
2. 市民の多様化する行政需要に的確に応えるためには、行政内部の役割に拘らず、部局の垣根を越えた横断的な視点から施策を推進する必要があるため、部局間で十分協議のうえ要求すること。

3. 「後期基本計画」において示す施策については、着実にその進捗を図ることとし、実施計画で採択された事業は優先的に予算化するので必要な予算は十分に精査のうえ要求すること。
4. 実施計画対象事業の所管部課にあつては、企画財政部から10月上旬を目途に査定結果を通知する予定であるので、査定で事業実施が不採択となった事業については、原則として要求しないこと。
5. 今年度から実施している行政評価に基づき、行政効果を再点検し、改善・廃止・縮小などによる無駄の排除、スクラップアンドビルド等の必要な措置を講じること。
6. 「公共建築物保全計画」において、更新が予定されている施設にあつては、事業費を精査のうえ要求すること。
7. 決算で多額の不用額が生じている事業については、その原因を究明し、十分に精査したうえ要求すること。
8. 枠配分対象事業と指定された事業であっても、その必要性を検討し財源の捻出に努めること。
9. 歳入の確保については最大の努力をほらうこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、積極的かつ効率的に滞納整理を行う等により、収納率の向上を図ること。

10. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩れなどがないよう注意すること。特に国庫支出金については、新たな制度の創設や既存制度の見直しなどの動きがあることも考えられるため、情報の収集に努め適切に対応すること。
11. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
12. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。